

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者	6 申請添付書類	7 実績添付書類				
病床機能転換等に伴う施設設備整備事業 【別記1】	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱別記1の1(1)～(3)の場合 ア 新增改築 1施設あたり、転換等により新たに整備する病床等に係る整備費として知事が必要と認められた額（原則、1病棟分の整備費を上限とする） イ 改修・設備整備 1施設あたり、3,406千円×転換等により新たに整備する床数 但し、高額医療機器（1品で概ね60,000千円以上の機器）を整備する場合、当該機器の整備に係る基準額は上記アに準じた取り扱いとする ・実施要綱別記1の1(4)の場合 1施設あたり、知事が必要と認められた額 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">施設整備</td> <td>転換等を図るために必要な、施設の新築・増改築・改修に要する工事費、工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、冷暖房、附属設備等）</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">設備整備</td> <td>転換等を図るために必要な医療機器等の備品購入費（購入1品につき100千円以上のものに限る）</td> </tr> </table>	施設整備	転換等を図るために必要な、施設の新築・増改築・改修に要する工事費、工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、冷暖房、附属設備等）	設備整備	転換等を図るために必要な医療機器等の備品購入費（購入1品につき100千円以上のものに限る）	2/3	県内に所在する医療機関等	別紙1-1 別紙1-2 別紙1-3 別紙1-4 別紙1-5	別紙3-1 別紙3-2 別紙3-3 別紙3-4 別紙3-5
施設整備	転換等を図るために必要な、施設の新築・増改築・改修に要する工事費、工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、冷暖房、附属設備等）									
設備整備	転換等を図るために必要な医療機器等の備品購入費（購入1品につき100千円以上のものに限る）									
病床機能転換等に伴う人材確保養成事業 【別記2】	<ul style="list-style-type: none"> ア 当該医療機関に勤務する職員を新規に配置する場合 1人あたり 3,674千円 イ 当該医療機関に勤務する職員を対象とした研修を開催する場合 1病院あたり 326千円 	当該職員給与費（諸手当含む）及び共済費、臨時職員等賃金、委託料 研修の開催に必要な次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費（委託料については、前記の経費に該当するものに限る）	1/2	県内に所在する医療機関等						
圏域別課題解決推進事業 【別記3】	1採択事業あたり 4,000千円	圏域特有の課題解決に具体的に寄与する取組の実施に必要な次の経費 人件費（報酬又は賃金。但し、嘱託職員又は臨時職員等で補助事業に専従することが明らかな者に限る。なお、諸手当及び共済費も含む。）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、賃借料及び使用料、備品購入費、その他必要と知事が認める経費	2/3	個人及び法人	別紙2-1 別紙2-2 別紙2-3 別紙2-4	別紙4-1 別紙4-2 別紙4-3 別紙4-4				